

令和6年10月9日付け監査結果に基づき
講じた措置の内容について
(鹿児島県公安委員会)

令和7年2月

鹿児島県監査委員

令和6年10月9日付け監査第1068号の監査結果に基づき、令和6年12月13日付け鹿公委会第3号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月14日

鹿児島県監査委員	松 薊 英 昭
同	大 薊 豊
同	おさだ康秀
同	松 田 浩 孝

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
警察本部	前々年度及び前年度の給料に誤りがあり、当年度に差額を支出しているものがある。 (4件 363,027円)	昇格、昇級事務を行うに当たり、関係部門との連携や決裁時の複数人によるチェックを徹底した。
	相手方の車両及び公用車に損害を与える事故が発生している。 (7件 県負担額等1,809,516円)	1 全体会議等で幹部職員による交通事故防止の指導・教養を実施した。 2 交通事故防止についての運転訓練を実施した。
奄美警察署	公有財産に損害を与える事故が発生している。 (1件 県負担額217,800円)	1 全体会議等で幹部職員による交通事故防止の指導・教養を実施した。 2 公用車事故を分析し、策定した運転訓練を実施した。
	公用車に損害を与える事故が発生している。 (2件 県負担額254,210円)	
	公用車の事故が発生している。 (5件)	
	民家の雨水管に損害を与える事故が発生している。 (1件 県負担額12,045円)	現場警察活動時における事故防止や留意事項等についての教養を実施した。